



木造戸建住宅・省エネ基準適合義務化！

既報 332 号で 4 号特例改正への対策についてお知らせしましたが、2025（令和 7）年 4 月からは同時に「省エネ基準適合義務化」が始まります。

同法は令和 4 年 6 月に公布されましたが、令和 7 年 4 月より適合義務化が行われ、2030（令和 12）年までにはより高い水準である誘導基準を目指す事が必要とされます。

「省エネ住宅とは。冬の冷氣や夏の熱気を室内に入れず、少ないエネルギーで家の中の暖かさや涼しさを保てる断熱性能と、エネルギー効率の高い設備を備えた住宅」と定義されています。全国を 1～8 の地域に区分し、それぞれの基準を定めています。鹿児島県は 6～7 で、一部の離島が沖縄と同じ 8 に指定されています。

「省エネ基準適否チェックリスト」に従い、3 つの項目で適否を確認することができます。初めに地域の区分を確認します。次に使用する断熱材の「熱抵抗 R」を確認します。屋根や、床・壁・基礎で充填断熱工法か外断熱工法かによる必要熱抵抗値 R の値を確認し、それ以上の断熱材を指定する。次に開口部（窓、ドア）の熱貫流率 U と日射遮蔽対策（庇 等）をとると共に日射熱取得率 η についても同様に使用するサッシュやドアの仕様を確認する。3 つ目は使用する設備機器の仕様確認です。暖冷房設備・換気設備・給湯設備・照明設備の仕様からエネルギー効率を確認する必要があります。

施工上注意する事は①断熱層の連続（断熱材に隙間や不均衡があると、そこに結露が生じる恐れがある）②気流止の設置（壁と床や天井の取合部などに隙間が生じやすくそこから床下の冷氣が壁にはいり込まないように壁の上下に気流止めを施工する）③防湿層の設置（繊維系断熱材の場合は断熱材の両面に防湿フィルムを用いて防湿層を設ける必要があります、通気層から外気が壁体内に侵入しないように防風材を施工する事が望ましい）という事です。設計から施工まで断熱・省エネ性能を確保する事が大事です。

【情 報】

第 13 回鹿児島県市町村林務担当者研修会が行われました！

市町村林務担当者研修会が 4 月 18, 19 日、鹿児島県自治会館で行われました。定期異動後の林務担当者に林務行政を滞りなく行っていただく為に NPO 法人「森と木の研究所」が発足当時から行ってきた活動の一つです。

今年度は 11 市町村 13 名の方が参加され、2 日間で 12 講座を学んでいただきました。講師は鹿児島大学農学部長や県庁 OB・研究所会員等が行いました。木材を取り巻く環境が少しでも良くなることを期待したいですね。

【定休日】

5 月は 3, 4, 5, 11, 12, 18, 19, 25, 26 日

6 月は 1, 2, 8, 9, 15, 16, 22, 23, 30 日となります

宜しく申し上げます



市町村林務担当者研修会